

職員の期末手当等に関する報告（意見）及び勧告に当たって（談話）

令和2年10月22日
埼玉県人事委員会
委員長 武笠正男

本日、埼玉県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の期末手当等について報告及び勧告を行いました。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与その他の勤務条件を、社会一般の情勢に適応させる機能を有するものです。

まず、職員の皆様が、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした緊急事態等が続く中、県民の安心・安全な暮らしが一日でも早く戻るよう、昼夜を問わず一丸となって全力で職務を遂行されていることに心からの敬意を表します。

本年は、例年実施している民間給与に関する調査の実施時期が、新型コロナウイルス感染拡大の影響により遅れました。調査を2回に分け、ボーナス等については6月29日から7月31日まで先行して実施し、月例給等については8月17日から9月30日まで実施しました。企業活動が大きな影響を受けている中にもかかわらず、調査に対して御理解と御協力を賜りました民間事業所の皆様に心から御礼申し上げます。

先行調査の集計の結果、民間事業所の昨年8月から本年7月までの直近1年間のボーナスの支給割合が、職員の特別給の年間支給月数を下回っていることが明らかになりました。そのため、職員の特別給について、民間事業所におけるボーナスの支給割合に見合うよう、年間4.50月分から4.45月分に引き下げる必要があると判断いたしました。

また、人事院が特別給について先行して勧告したこと、議会及び知事に勧告内容を御検討いただく時間を十分確保すべきこと等を考慮し、本委員会としても、先行して特別給について勧告することといたしました。

なお、月例給や人事管理等については、今後の人事院勧告や民間事業所の調査結果等も踏まえ、改めて必要な報告及び勧告を行うこととしております。

職員の皆様には、引き続き高い倫理観と使命感を持って、県民の期待と負託に応えていただくよう希望いたします。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示された上で、本勧告の内容を実施するための必要な措置をとられるよう要請いたします。

県民の皆様におかれましては、職員の適切な給与や勤務条件を確保するため、第三者機関である人事委員会が行う勧告制度について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。